

# 令和7年度 第2回 高崎市障害者支援協議会 定例会 議事録

## 1 会議概要

- 会議名: 令和7年度 第2回 高崎市障害者支援協議会 定例会
- 日時: 令和7年8月28日（木）午後2時00分～午後4時00分頃
- 場所: 高崎市保健所保健センター 第4会議室

## 出席者

- 会長: 丸橋委員（さわらび相談支援センター）
- 委員:
  - 石川委員（特定非営利活動法人 リンケージ）
  - 齋藤委員（医療法人 群馬会）※発言順等から推察
  - 関根委員（社会福祉法人 ゆづりは会）
  - 堤委員（社会福祉法人 二之沢愛育会）
  - 黛委員（特定非営利活動法人 ノア）
  - 安田委員（社会福祉法人 ぐんぐん）
  - 飯田委員（相談支援事業所シンシア）
  - 大竹委員（あい相談支援事業所）
  - 坂本委員（相談支援事業所ほっと）
  - 白石委員（相談支援事業所くらりす）
- 事務局: 横澤障害福祉課長、飯野課長補佐、水出、情野（司会）

## 2. 開会

定刻となり、司会より開会が宣言された。続いて、本日の議事内容が、後日、高崎市の公式ウェブサイトに掲載される旨のアナウンスがなされた。

## 3. あいさつ（横澤障害福祉課長）

本協議会の冒頭、横澤障害福祉課長より挨拶が述べられた。この挨拶は、形式的なものに留まらず、市の障害福祉に関する事業の近況を共有する重要な情報提供の機会となった。

挨拶の要点は以下の通りである。

- 夏休みの預かり事業の成功裏の終了: 先月の協議会でも言及された夏休みの預かり事業が、先進的な取り組みとしてメディアにも複数取り上げられ、成功裏に終了したことが報告された。

- 就労継続支援 B 型事業所におけるメロン栽培・販売事業の進捗: 倉渕地区の就労継続支援 B 型事業所が栽培するメロンの試験販売が極めて好調であることが報告された。ゴールデンウィークからの約 3 ヶ月間で約 750 個を販売した実績が示され、今後の事業展開への期待が述べられるとともに、委員各位への協力が依頼された。

課長の挨拶後、議事進行は丸橋会長に引き継がれ、本日の主要議題へと移行した。

---

#### 4. 議題：個別事例への支援のあり方に関する協議

本協議は、支援現場で直面している個別の困難事例を共有し、そこから地域社会全体に共通する構造的な課題を抽出することを目的として行われた。各事例から浮かび上がった課題について、委員間で意見交換を行い、より専門的かつ具体的な解決策を検討するため、適切な専門部会へ付託することが本セッションの目標である。

事務局より、協議の進め方について説明があった。事前に委員から提出された「課題報告シート」に基づき、1 シートあたり 5 分から 10 分程度で意見交換を実施し、どの部会で継続的に検討すべきかを決定する形式で進行することが確認された。

##### 4.1. 課題報告シート 6：学校における障害理解と支援連携

- 事例概要 小学校 4 年生の児童が、入学当初から授業中に着席できず歩き回ってしまう状況に対し、学校側の障害に関する知識や経験が不足しており、有効な対応ができていない。主治医からは「指導ではなく、お願いベースで」との助言があったが、状況は改善していない。
- 主要な議論
  - 提案者からの補足: 提案者である関根委員より、主治医の助言の真意について補足があった。これは、一方的な指示ではなく、本人と相談しながら「何をすべきか」を明確にし、本人の意思決定を促すアプローチを意図したものであった。しかし、こうした個別対応を学校現場で実践するためのノウハウ共有が不足している点、また、専門的な助言を行う「保育所等訪問支援事業所」の数自体が少ないという地域資源の課題も指摘された。
  - 教育と福祉の連携における障壁: 複数の相談支援専門員から、学校との連携の難しさについて具体的な事例が共有された。相談支援専門員が担当者会議の開催を要請した際に「相談支援員とは何か」と問われたり、中学校・高校では協力を断られたりするケースがあり、教育現場と福祉現場の連携が円滑に進んでいない実態が浮き彫りになった。特に、スクールソーシャルワーカー (SSW) が関与していない場合、連携のハードルは高くなる傾向があるとの意見も出された。
  - 事務局の見解: 事務局からは、文部科学省と厚生労働省から教育と福祉の連携に関する共同通達が出来ていることを受け、市としても校長会等で協力を依頼しているものの、現場レベルへの浸透はまだ不十分であるとの認識が示された。また、保育所等訪問支援が実施されても、その結果や支援内容が関係者間で十分に共有されていない点も課題として挙げられた。
- 結論 本課題は、学校現場における障害児への具体的な支援方法や、教育と福祉の効果的な連携体制の構築を検討する必要があることから、生活支援部会で協議・検討することを決定した。

#### 4.2. 課題報告シート 7：高齢化する家族と施設入所への移行

- 事例概要 高齢の親と在宅で生活している障害のある方が施設入所を希望しているが、本人が施設での宿泊に馴染めず、体験利用中に不眠が続くため中断してしまう状況が続いている。
- 主要な議論
  - 移行支援の困難性：在宅生活から施設生活への移行期において、環境の変化に本人が適応できないことは、本人の健康に害が及ぶことにも繋がりかねず、非常に困難なケースであるとの認識が共有された。
  - 具体的な支援アプローチの提案：坂本委員より、施設の写真を見せるなど視覚的な情報を用いて本人が見通しを持てるようにする支援の有効性が提案された。また、睡眠の問題に関しては、福祉的なアプローチだけでなく、睡眠導入剤の使用など医療の力を借りることも有効な選択肢ではないかとの意見が出された。
  - 事務局の見解：事務局からは、両親の高齢化という状況から、本ケースは「地域生活支援拠点」の対象世帯と考えられると指摘。そのため、相談の初期段階から関係機関が連携し、体験利用の進め方などをきめ細かくコーディネートすることが重要であるとの見解が示された。
- 結論 本課題は、医療との連携を含めた多角的なコーディネートが求められることから、地域生活支援拠点部会で協議・検討することを決定した。

#### 4.3. 課題報告シート 8：学校の長期休みにおける支援の空白

- 事例概要 共働きの両親を持つ重度の障害がある児童が、夏休みなどの長期休暇中、特に早朝（7時台）や夕方（17時台）に利用できる支援サービスがなく、家族が困窮している。
- 主要な議論
  - 現場の現実：放課後等デイサービスの事業者から、長期休暇中の支援は通常より長時間（5時間以上）に及び、事業所としての延長対応には限界があるという現場の切実な声が上がった。また、送迎時に保護者が不在であるケースや、人員不足から延長対応自体が困難な状況も報告された。
  - ヘルパー不足の深刻さ：大竹委員より、ヘルパー不足は極めて深刻であり、特にニーズの高い早朝・夕方の時間帯に人材を確保することは非常に困難であると指摘。移動支援においても同様に担い手が見つからない状況が共有された。
  - 事務局の認識：事務局としても、この問題は障害福祉行政における喫緊の重要課題であると認識しており、早急な対策の必要性を共有した。
- 結論 本課題は、既存のサービスでは対応しきれない構造的な問題であり、新たな支援のあり方を模索する必要があることから、生活支援部会で協議・検討することを決定した。

#### 4.4. 課題報告シート 9：医療的ケア児の受け入れ体制

- 事例概要 医療的ケアを必要とする未就学児が、看護師が配置されていない保育園等に入園できず、本来の目的とは異なる児童発達支援事業所を利用せざるを得ない状況にある。
- 主要な議論
  - 制度間の格差：高崎市では、公立の小中学校や幼稚園には看護師を配置する体制が整備されつつある一方で、保育園には同様の仕組みがなく、医療的ケア児が利用できる施設に格差が生じている点が

課題として指摘された。

- 市の取り組み: 事務局より、庁内に設置された「医療的ケアワーキング」において、保育園等への看護師訪問事業の実現に向けた議論が進められていることが報告された。
- 学校体制に関する提案: 関根委員より、全ての学校にバリアフリー環境やケア体制を整備することが現実的に困難であるならば、特定の学校に機能を集中させ、学区を超えて通学できるような体制を整備することも有効な選択肢ではないか、という意見が出された。
- 結論 本課題は、医療的ケア児の「学ぶ権利」と「育つ環境」を等しく保障するための具体的な方策を検討する必要があるとし、生活支援部会で協議・検討することを決定した。

#### 4.5. 課題報告シート 10 : 障害年金の家族による管理と経済的搾取の可能性

- 事例概要 障害年金を受給している方が、その半額を姉に管理されている。姉からは「母親の面倒を見るなら全額渡す」という条件を提示され、本人の意思に反して実家の生活を余儀なくされている。
- 主要な議論
  - 経済的虐待の可能性: 事務局より、本人の意思に問わらず年金が自由に使えない状況は、経済的虐待に該当する可能性があると指摘された。弁護士等に無料で相談できる「法テラス」の活用も視野に入れるべきとの見解が示された。
  - 介入の難しさ: 家族内の金銭問題であるため、行政や支援者が直接介入することには困難が伴うとの認識が共有された。一方で、金銭的な繋がりがあることで家族関係が維持されている側面も否定できず、単純に切り離すことが最善とは限らないという複雑な背景についても言及された。
  - 本人の意思の尊重: 家族の介護負担への理解は示しつつも、障害年金はあくまで本人のものであり、その使途については本人の意思が最大限尊重されるべきであるという基本原則が再確認された。
- 結論 本課題は、本人の権利をいかに守るかという観点から、権利擁護部会で協議・検討することを決定した。

#### 4.6. 課題報告シート 11 : 支援を拒否する当事者へのアプローチ

- 事例概要 行政や相談員が紹介するサービスを全て拒否する女性。コミュニケーションは取れるものの、支援に繋がらない状況が続いている。父親が亡くなった後の生活が懸念される。
- 主要な議論
  - 支援の範囲の明確化: 関根委員より、このような支援困難ケースにおいては、支援者や相談員ができる場合には限界があることを本人に明確に明示し、その範囲内で約束事を決めながら支援を進めるアプローチが重要であると指摘された。これは、支援者側を過度な要求やハラスメントから守る観点からも不可欠であるとされた。
  - 要求のエスカレートへの対応: 他の委員からも同様の事例が共有され、本人の要求を全て受け入れるとエスカレートする傾向があるため、「できること」と「できないこと」の線引きを明確にし、支援者間で方針を統一して対応することの重要性が強調された。
- 結論 当初、事務局からは成年後見制度の活用も視野に入れ「権利擁護部会」が提案されたが、議論の内容がサービスのあり方や具体的な支援方法の検討が中心となつたため、生活支援部会で協議・検討することに変更された。

#### 4.7. 課題報告シート 12：触法障害者の受け入れ先確保

- 事例概要 窃盗の既往があるグループホーム入居者が再び万引きを行い、退所を迫られている。しかし、問題行動があったことを伝えると、新たな受け入れ先が見つからない状況にある。
- 主要な議論
  - 司法と福祉の連携強化: 刑務所在所中から福祉的支援を開始する動きが進みつつあることが共有された。出所前から福祉事業所が面接を行うなど、刑務所と情報共有し連携を深めることが、出所後の円滑な受け入れに繋がる可能性が指摘された。
  - 受け入れ事業所へのインセンティブ: 触法障害者のような支援が困難なケースを受け入れる事業所に対し、社会福祉士の配置要件を緩和するなど、加算を取得しやすくする制度的な支援があれば、受け入れ先の拡大に繋がるのではないかとの意見が出された。
  - 地域定着支援センターとの連携課題: 相談支援専門員からは、地域定着支援センターとの連携において役割分担が不明確になりがちで、結果的に相談員の負担が過大になるという現場の課題が提起された。
- 結論 本課題は、司法と福祉の連携強化と、受け皿となる事業所への支援策という両面からのアプローチが必要であるとし、権利擁護部会で協議・検討することを決定した。

#### 4.8. 課題報告シート 13：環境変化に弱い重度障害児への支援

- 事例概要 県立の特別支援学校に進学後、大きな環境変化に適応できず、教室に入れない、自傷行為を繰り返す、車から降りられないといった状況が続いている生徒がいる。
- 主要な議論
  - 既存サービスの限界: 提案者より、このような困難なケースを放課後等デイサービスだけで支えることには限界があるという切実な状況が報告された。
  - 多様な学びの場の必要性: 安田委員より、通常学校にフリースクールがあるように、特別支援学校にもより小規模で個別的な対応が可能な環境（例：分校のような形態）が必要ではないか、という根本的な問題提起がなされた。
  - 早期療育の重要性: 複数の委員から、問題が顕在化する学齢期以前、特に乳幼児期からの切れ目のない個別・小集団療育の重要性が強調された。早期からの適切な介入が、その後の集団生活への適応に大きく影響するとの認識が共有された。
- 結論 本課題は、個別の支援方法の検討に留まらず、より広い視野での支援体制を考える必要があるため、生活支援部会で協議・検討することを決定した。

#### 4.9. 課題報告シート 14：障害者の地域活動への参加と合理的配慮

- 事例概要 市営住宅に住む精神障害のある女性が、自治会の班長の順番が回ってきた際に意欲を示したものの、他の住民から「できない人は住まないで欲しい」といった心ない言葉を浴びせられ、役割を断念せざるを得なかった。
- 主要な議論
  - 複合的な問題: 本件は、単なる障害への無理解という問題だけでなく、自治会や班長制度といった地域組織のあり方そのものが現代社会の実情に合わなくなっているという、より大きな問題が背景に

あると指摘された。

- 行政介入の限界: 自治会はあくまで自主的な組織であるため、行政がその運営に直接介入することが難しいという構造的な課題がある。
- 合理的配慮の模索: 障害を理由に役割から一方的に排除するのではなく、業務内容を分担したり、金銭的な負担で代替したりするなど、地域社会全体で柔軟な対応（合理的配慮）をいかに実現していくかが今後の課題であるとの認識が共有された。
- 結論 本課題は、障害者理解の促進と地域における合理的配慮のあり方を啓発していくことが重要であるとし、権利擁護部会で協議・検討することを決定した。

#### 4.10. 課題報告シート 15：介護者の緊急時に備えた体制構築

- 事例概要 主たる介護者である母親が急遽入院したことにより、障害のある方が緊急で短期入所を利用することになった。
- 主要な議論
  - 登録が進まない現状: 複数の相談支援専門員から、地域生活支援拠点事業の対象となりうる世帯（8050 問題の世帯など）に登録を働きかけても、「自分はまだ元気だから大丈夫」「特に困っていない」といった理由で、登録に至らないケースが多数であることが報告された。
  - 当事者と支援者の危機意識の乖離: 支援者側が将来のリスクを予見していても、当事者やその家族には危機感が乏しく、事前の備えに繋がらないという支援現場のジレンマが浮き彫りになった。
  - 制度の実効性への課題: 斎藤委員より、制度が本来想定していた事前登録者が緊急利用に至ったケースはまだなく、むしろ未登録者の緊急対応が先に発生しているという実態が報告され、制度の現状と課題が共有された。
- 結論 本課題は、緊急時の対応体制のあり方と、登録促進に向けた効果的なアプローチ方法の両面から検討が必要であるとし、地域生活支援拠点部会で協議・検討することを決定した。

以上で、全ての課題報告シートに関する協議を終了した。各事例から抽出された課題は、それぞれ専門部会へと付託され、より深い検討が行われることとなる。

---

#### 5. その他

丸橋会長より、その他に協議すべき事項がないかどうかが確認された。委員および事務局から特に新たな議題は提出されなかった。

---

#### 6. 閉会

丸橋会長より、本日の議事が全て終了したことが宣言された。最後に、司会より閉会の挨拶が述べられ、令和7年度第2回高崎市障害者支援協議会定例会は閉会となった。